



LEGAL UPDATE

2023年3月

社会保険改正法案

ベトナム労働・傷病兵・社会省は、2023年3月1日、現行の社会保険法第58/2014/QH13号（現行社会保険法）を改正する法案（本改正法案）をウェブサイトで公表した。本改正法案は、第15期第6回国会（2023年10月～11月）に上程され、第7回国会（2024年4月～5月）において可決される見込みであり、その場合、2025年1月1日から施行される。本稿では、現行社会保険法との比較を中心に、本改正法案の重要な内容を紹介するが、正式に公布されるまでに、本改正法案の内容変更があり得る点にご留意いただきたい。

1. 社会保険加入対象

現行社会保険法は、旧労働法の労働契約の種類に基づいて、強制社会保険の加入対象には、無期限労働契約・有期限労働契約（旧労働法では1年から3年）・3か月以上の期間を定める季節的または特定業務履行の労働契約（旧労働法では12か月未満）・1か月以上3か月未満の労働契約を締結する労働者が含まれている¹が、本改正法案は、現行労働法による労働契約の種類の規定にあわせ、無期限労働契約および1か月以上の期間を定める有期限労働契約を締結する労働者と規定し²、さらに、現行労働法の規定を受けて、契約当事者がどのような名称を使用するかを問わず、賃金・報酬の支払いを受ける労務の実施とこれに対する管理・監督を内容とする契約をすべて含むとした³。

2. 社会保険一時給付金⁴

現行社会保険法および国会決議第93/2015/QH13号は、労働者は以下の場合に社会保険一時給付金を支給されると規定する。

- (ア) 同法に定める定年年齢に達したが、社会保険料納付期間が20年未満である場合
- (イ) 海外に移住する場合
- (ウ) 社会保険一時給付金の支給対象となる疾病に罹患した場合
- (エ) 人民軍から退役、動員解除、または退職したが退職年金受給要件を満たしていない場合
- (オ) 強制社会保険に加入していたが退職後1年経過した労働者、または、任意社会保険に加入していたが1年間保険料を納付していない労働者であって、社会保険料納付期間が20年未満である者が、一時給付金の支給を請求した場合

¹ 現行社会保険法第2条第1項a号、b号

² 本改正法案第2条第1項

³ 現行労働法第13条第1項

⁴ 現行社会保険法第60条第1項、決議第93/2015/QH13号第1条第1項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



本改正法案は上記の（オ）について、以下の 2 案を両論併記している⁵。

▽（第 1 案）：現行社会保険法上の規定のまま

▽（第 2 案）：支給請求時には、対象者の社会保険料納付期間の最大 2 分の 1 の期間により算定される額を支給され、残部は引き続き社会保険制度に加入できるように保留されるものとする。

3. 社会保険加入期間の短縮

現行社会保険法は、年金受給要件として、労働者が 20 年以上、社会保険料を支払うと規定する⁶。本改正法案は、この期間を 15 年間に短縮した⁷。

4. 無年金者への給付⁸

本改正法案は、80 歳以上で、社会保険料を納付していない、年金を受給していない者に対し、毎月 500,000 ドンの社会手当が国家予算から支払われるとする新たな規定を設けた。

ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小林亮 Ryo Kobayashi/Nguyen Thi Hong Phuc/Le Thi Bich Tram/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 Hideyuki Okada/小幡葉子 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

⁵ 本改正法案第 77 条第 1 項

⁶ 現行社会保険法第 54 条第 1 項

⁷ 本改正法案第 71 条第 1 項

⁸ 本改正法案第 27 条第 1 項

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.